内容見本
(A5判縮小)

〔13〕　配偶者への承継

チェックポイント
1　配偶者の生活や将来設計を考慮したか
2　他の相続人の遺留分を考慮したか
3　配偶者が先に亡くなる場合等を想定したか
4　二次相続を見据えた遺言内容になっているか

解　説

1　残された配偶者の生活や将来設計を考えておく

配偶者が亡くなると、残された配偶者は、生活面や経済面で大きな不安を抱えることがあります。そのため、残された配偶者の生活や将来設計について、あらかじめ考えておく必要があります。

この点、被相続人の配偶者は、常に相続人となりますので（民890）、他に相続人がいなければ、全ての遺産を取得することができ、そうでない場合であっても、子及び配偶者が相続人であるときは２分の１（民900一）、配偶者及び直系尊属が相続人であるときは３分の２（民900二）、配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは４分の３（民900三）の法定相続分がありますので、遺言がなくても問題ないと考えるかもしれません。しかし、他の相続人との間で意見が合わず、遺産分割協議がまとまらない場合など、配偶者が遺産を取得するまでに時間が掛かる事態も想定されます。

〔33〕　保険契約上の権利

チェックポイント
1　保険契約上の権利にどのようなものがあるか確認したか
2　当該権利が相続財産となるか否か確認したか
3　保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険料負担者は誰か

解　説

1　保険契約上の権利の内容を把握する

保険契約上、保険金受取人（保険２五）又は損害保険（保険２六・七）の被保険者（保険２四イ）が有する権利として、保険給付請求権（保険金請求権）があります（以下、保険金受取人と損害保険の被保険者を併せて「保険金受取人等」と表記します。）。損害保険又は生命保険（保険２八）における保険事故（保険５①・37）や傷害疾病定額保険（保険２九）における給付事由（保険66）（以下、保険事故と給付事由を併せて「保険事故等」と表記します。）が発生するまでは条件付保険給付請求権であり、保険事故等が発生した後は具体化した保険給付請求権となります。生命保険の一種である養老保険における保険金請求権には、被保険者の死亡を保険事故とする死亡保険金請求権と、一定の期日における被保険者の生存を保険事故とする満期保険金請求権があり、それぞれ個別に保険金受取人を指定することができます。

また、保険契約者が有する権利としては、解約した場合の解約返戻金請求権や、保険事故等が発生せずに一定期間が経過した場合の満期返戻金請求権などが挙げられます。

これらの権利はあくまで一般的なものであり、契約している保険において実際にどのような権利があるのかを確認するためには、当該契

が死亡した場合には、その負担割合に応じた「生命保険契約に関する権利」が「みなし相続財産」となり、保険契約者に課税される場合があります（相税３①三）。

ケース解説

ケース１　生命保険の保険金受取人を変更したい場合

生命保険契約は、契約してから保険事故が発生するまで長期間にわたるのが一般的であることから、途中で事情の変更により保険金受取人を変更したいという場合があります。そのような場合、保険事故が発生するまでは、保険者（保険会社）に対する意思表示によって保険金受取人を変更することができますが（保険43）、遺言によって保険金受取人を変更することも可能です（保険44①）。

遺言により保険金受取人を変更した場合、遺言の効力発生後に保険者に変更の通知をしないと、保険者に対抗できません（保険44②）。保険会社が通知を受領する前に旧保険金受取人に保険金が支払われてしまうと有効な支払と扱われてしまうため、注意が必要です。また、死亡保険契約（保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約（保険38））の保険金受取人の変更には、被保険者の同意が必須となるため（保険45）、保険契約者（遺言者）が被保険者でない場合には、保険者への通知のほか、被保険者の同意書等が必要となります。

〔条項例〕生命保険契約に関する権利を特定の相続人に相続させる場合

> 第○条　遺言者は、次の生命保険契約における保険契約者としての一切の権利を、長女○○○○（令和○年○月○日生）に相続させる。
> 【生命保険契約の表示】
> 〔以下省略〕

ケース３　解約返戻金を相続人間で分配したい場合

遺言者が契約している保険（遺言者の死亡が保険事故等に該当しないもの）について、相当額の解約返戻金が見込まれるものの、遺言者の生前に解約するよりも遺言者の死亡まで保険料の支払を継続した方が解約返戻金額が多くなるような場合や、納税資金等として預貯金以外にもある程度の額の金銭を準備しておきたいといった場合には、相続発生後に保険を解約して解約返戻金を相続人間で分配したいとの要望が遺言者から出されることもあるでしょう。

そのような場合、次のような遺言条項とすることが考えられます。なお、清算型の換価分割の遺言をする場合には、併せて遺言執行者の指定（民1006①）をしておくことが通常です。相続人の能力や相続人同士の関係性も考慮して遺言執行者指定の要否を検討することが適切でしょう。

〔条項例〕保険契約を解約して解約返戻金を分配する場合

> 第○条　遺言者は、次の保険契約を解約し、それにより得られた解約返戻金その他の換価金から解約手続に要した費用を控除した残額を妻○○（昭和○年○月○日生）に４分の３、長女○○（平成○年○月○日生）に４分の１の割合で分配するよう、遺産分割の方法を指定する。
> 【保険契約の表示】
> 〔以下省略〕

遺言者の要望を実現するための
遺言条項作成のチェックポイント
－遺言者・相続人等・相続財産の状況に応じて－

編集　東京弁護士会　法曹同志会

遺言者の思いに
寄り添ったサポート！



**多種多様で、ときに実現困難な
クライアントの要望を実現するために！**



- ☑ 遺言者や相続人等の属性や相続財産の種別等の状況に応じた項目を設定し、体系的に分類しています。
- ☑ 状況ごとに見落としてはならないチェックポイントを掲げ、遺言書作成の実務的な留意点を解説しています。
- ☑ 各項目では、遺言者の具体的な要望を「ケース」として掲げて、実現に向けた方法や条項例を紹介しています。

新日本法規WEBサイトはこちら
（試し読みもできます）

通常書籍	A5判・総頁312頁 定価5,830円（本体5,300円）送料460円 ISBN978-4-7882-9677-0
電子書籍	新日本法規 WEB サイトで発売 !! 定価5,280円（本体4,800円） ※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

会員登録はお済みですか？
01 会員限定の法令情報が読める
02 会員限定のサービスが受けられる
03 ポイント・クーポンが利用できる
会員登録はこちら

新日本法規出版株式会社
本　社　総轄本部　〒460-0011　名古屋市中区大須4-1-65
東京本社　〒162-8407　東京都新宿区市谷砂土原町2-6
0120-089-339 通話料無料
受付時間 9:00～12:00 13:00～16:30（土・日・祝日を除く）
新日本法規WEBサイト
https://www.sn-hoki.co.jp/
（2026.10）51004211
この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献
新日本法規
プライバシーマーク 19001633

掲載内容

第１章　遺言者の状況

〔1〕 中小企業の経営者・個人事業主の場合（商工業者）
- ケース１ 事業用資産や自社株式を後継者に相続させたい場合
- ケース２ 事業上の債務を後継者に承継させたい場合
- ケース３ 後継者以外の相続人（遺留分権利者）からの遺留分侵害額請求を控えさせたい場合

〔2〕 個人事業主の場合（専門職である医師）
- ケース１ 相続人ではない第三者に事業を承継させたい場合
- ケース２ 事務所（借地権）を相続させたい場合
- ケース３ 特定の子にのみ発生した学費を考慮して相続させたい場合

〔3〕 中小企業の経営者・個人事業主の場合（農家）
- ケース１ 個人事業主として農業経営を行っている遺言者が、長男に事業を承継させるために事業用資産を相続させたい場合
- ケース２ 株式会社により農業経営を行っている遺言者が、長男に事業を承継させたい場合
- ケース３ 遺留分侵害額請求により事業用資産等が分散することを防止したい場合

〔4〕 企業経営者の場合（上場企業）
- ケース１ 保有する株式の全てを特定の子に相続させたい場合
- ケース２ 保有する株式の全てを子の配偶者に相続させたい場合
- ケース３ 保有する株式を複数の相続人に相続させたい場合

〔5〕 地主・家主の場合
- ケース１ 収益不動産を遺言信託を用いて管理運営させたい場合
- ケース２ 不動産を売却して金銭で相続させたい場合

〔6〕 在外日本人の場合
- ケース１ 在外日本人が、中国に存在する不動産に関して遺言を作成したい場合
- ケース２ 在外日本人が、居住地であるアメリカ合衆国に存在する預金に関して遺言を作成したい場合

〔7〕 在日外国人の場合
- ケース１ アメリカ国籍の遺言者が遺言を作成したい場合
- ケース２ 韓国国籍の遺言者が遺言を作成したい場合

〔8〕 自宅不動産以外の資産がほとんど存在しない場合
- ケース１ 住宅ローン付不動産を相続させたい場合
- ケース２ 小規模宅地等の特例を用いたい場合

〔9〕 推定相続人がいない場合（おひとりさま）
- ケース１ 第三者（個人）に財産を遺贈したい場合
- ケース２ 第三者（法人）に財産を遺贈したい場合

〔10〕 ペットを飼っている場合
- ケース１ 自分の死後に相続人以外の第三者にペットの世話を任せたい場合
- ケース２ ペットと同じ墓に入りたい場合

〔11〕 認知症やその疑いがある場合
- ケース１ 認知症の遺言者について遺言を作成したい場合
- ケース２ 成年被後見人の遺言者について遺言を作成したい場合

〔12〕 障がい者の場合
- ケース１ 耳が聞こえない遺言者が公正証書遺言を作成したい場合
- ケース２ 口がきけない遺言者が公正証書遺言を作成したい場合
- ケース３ 目が見えない遺言者が公正証書遺言を作成したい場合

第２章　相続人等の状況

〔13〕 配偶者への承継
- ケース１ 配偶者に多くの遺産を相続させたい場合
- ケース２ 親族等に配偶者の世話を頼みたい場合
- ケース３ 配偶者居住権を設定したい場合

〔14〕 子がおらず夫婦のみの場合
- ケース１ 配偶者に遺産の全部又は一部を包括的に相続させたい場合
- ケース２ 疎遠な相続人に配慮した遺言としたい場合

〔15〕 再婚・離婚歴がある場合
- ケース１ 前配偶者との間の子と現配偶者との間の子を公平に取り扱いたい場合
- ケース２ 前配偶者との間の子と現配偶者との間の子の相続分を異なる割合としたい場合

〔16〕 事実婚である場合
- ケース１ 事実婚の配偶者に包括遺贈したい場合
- ケース２ 長年別居する法律上の配偶者がいるが、事実婚の配偶者に遺贈したい場合
- ケース３ 認知した子に事実婚の配偶者の扶養を頼みたい場合

〔17〕 子・胎児への承継
- ケース１ 一定の割合で遺産を相続させたい場合
- ケース２ 遺産の全部又は一部を包括的に相続させたい場合
- ケース３ 複数の子の相続分を異なる割合としたい場合

〔18〕 認知していない婚外子への承継
- ケース１ 婚外子を遺言で認知し財産を相続させたい場合
- ケース２ 婚外子以外の相続人に配慮した遺言書を作成したい場合
- ケース３ 婚外子に遺贈により財産を分配したい場合

〔19〕 養子（特別養子・普通養子）への承継
- ケース１ 養子に自宅不動産を継がせたい場合
- ケース２ 養子に配偶者の扶養を依頼したい場合
- ケース３ 養子の子にも遺産を承継させたい場合

〔20〕 孫への承継
- ケース１ 法定相続分のない孫に財産を承継させたい場合
- ケース２ 未成年の孫に財産を遺贈したい場合
- ケース３ 推定相続人である子（孫の親）が遺言者より先に死亡した場合に、孫に財産を相続させたい場合（予備的遺言）
- ケース４ 孫が大学に入学したことを条件に財産を遺贈したい場合

〔21〕 父母・祖父母（直系尊属）への承継
- ケース１ 法定相続分のない親・祖父母に財産を承継させたい場合
- ケース２ 親・祖父母に、法定相続分より多くの財産を相続させたい場合

〔22〕 兄弟姉妹への承継
- ケース１ 法定相続分のない兄弟姉妹に財産を承継させたい場合
- ケース２ 兄弟姉妹に、法定相続分より多くの財産を相続させたい場合

〔23〕 甥・姪への承継
- ケース１ 法定相続分のない甥・姪に財産を承継させたい場合
- ケース２ 甥・姪に、法定相続分より多くの財産を相続させたい場合
- ケース３ 遺言執行者を指定したい場合（相続人を指定）

〔24〕 介護等に尽力した第三者への承継
- ケース１ 介護に尽力した親族に財産を承継させたい場合
- ケース２ 介護施設の職員に財産を承継させたい場合
- ケース３ 遺言執行者を指定したい場合

〔25〕 法人や団体への遺贈を行いたい場合
- ケース１ 受遺法人等への課税を回避したい場合
- ケース２ みなし譲渡課税に関するトラブルを回避したい場合
- ケース３ みなし遺贈課税に関するトラブルを回避したい場合

〔26〕 相続人を廃除したい場合
- ケース１ 遺言によって、特定の相続人を廃除したい場合

第３章　相続財産の状況

〔27〕 自宅①（土地・建物／区分所有建物）
- ケース１ 不動産を相続させたい（遺贈したい）場合
- ケース２ 自宅を相続させる代わりに妻の面倒を見てほしい場合

〔28〕 自宅②（借地権付き建物）
- ケース１ 特定の相続人（配偶者）の居住地を確保しつつ、現金等の流動資産を相続させたい場合
- ケース２ 特定の第三者に遺贈したい場合
- ケース３ 相続後にスムーズに建て替えできるようにしておきたい場合

〔29〕 共有不動産（私道）
- ケース１ 特定の一人に共有不動産の全ての持分を相続させたい場合
- ケース２ 私道と接道している宅地・建物を一体で承継させたい場合
- ケース３ 私道と宅地を別の者に承継させて通行地役権を設定したい場合

〔30〕 山林・原野・雑種地等
- ケース１ 特定の相続人に山林等を相続させたい場合
- ケース２ 特定の第三者に山林等を遺贈したい場合
- ケース３ 管理が大変なので山林等を売却して金銭で分配してもらいたい場合

〔31〕 現　金
- ケース１ 法定相続分に応じて現金を相続させたい場合
- ケース２ 具体的相続分が少なかった相続人に現金を相続させたい場合
- ケース３ 葬儀費用等に使ってもらって残りは寄付してもらいたい場合

〔32〕 預貯金
- ケース１ 口座ごとに相続人を指定して相続させたい場合
- ケース２ 口座を全部解約して相続分に応じて分配してほしい場合
- ケース３ 定期預金は解約せずに名義変更してほしい場合

〔33〕 保険契約上の権利
- ケース１ 生命保険の保険金受取人を変更したい場合
- ケース２ 生命保険契約を特定の相続人に引き継がせたい場合
- ケース３ 解約返戻金を相続人間で分配したい場合

〔34〕 株式・新株予約権・出資持分
- ケース１ 特定の相続人に株式を取得させたい場合
- ケース２ 特定の第三者に株式を遺贈したい場合
- ケース３ 株式を換価し、金銭で分配したい場合

〔35〕 国公債・投資信託等
- ケース１ 特定の相続人に相続させたい場合
- ケース２ 特定の第三者に遺贈したい場合
- ケース３ 高値の時に売って金銭で分配してほしい場合

〔36〕 退職金・年金・給付金等
- ケース１ 特定の相続人に相続させたい場合
- ケース２ 特定の第三者に遺贈したい場合
- ケース３ 換価した金銭を分配してほしい場合

〔37〕 車両・船舶等
- ケース１ 特定の相続人に相続させたい場合
- ケース２ 特定の第三者に遺贈したい場合
- ケース３ 売却して金銭で分配したい場合

〔38〕 骨董品・貴金属・家財道具等
- ケース１ 特定の相続人に相続させたい場合
- ケース２ 売却して金銭で分配してほしい場合
- ケース３ 一緒に火葬・埋葬してほしい場合
- ケース４ 全て廃棄してほしい場合

〔39〕 ゴルフ会員権・リゾート会員権
- ケース１ ゴルフ会員権を弟に譲渡するが、家族にも年１回は利用させたい場合
- ケース２ ゴルフのスコアが良い親族にゴルフ会員権を遺贈したい場合
- ケース３ ゴルフ会員権を売却し、その代金を家族旅行の資金に充ててほしい場合
- ケース４ リゾート会員権を家族全員の共有とし、毎年抽選で使用者を決定させたい場合

〔40〕 特許権
- ケース１ 特許権は事業承継予定の子に相続させ、第三者への譲渡は禁止したい場合
- ケース２ 特許権は子に承継させつつ、収益（ロイヤルティ等）は配偶者等にも分配させたい場合
- ケース３ 特許権は死後 10 年間は非営利目的でのみ使用可能とし、その後に相続人に譲渡したい場合

〔41〕 著作権
- ケース１ 著作権と収益を特定の相続人に単独で相続させたい場合
- ケース２ 著作権を相続人全員で共有させたい場合
- ケース３ 著作権を公益団体に寄付したい場合

〔42〕 NFT ／暗号資産
- ケース１ NFT を長男に相続させ、死後にオンライン展示会を開催するよう指示したい場合
- ケース２ 暗号資産を相続人全員で共有し、売却は共同で行わせたい（共同の同意を要する）場合

〔43〕 SNS アカウント
- ケース１ 死後も SNS に投稿を続けるよう AI に運用させたい場合
- ケース２ アカウントは長女に管理させ、思い出の投稿を保存してもらう場合

〔44〕 未収債権
- ケース１ 債権回収は次男に任せ、回収額の半分を報酬として与えたい場合
- ケース２ 債権のうち特定の取引先分のみ慈善団体に譲渡したい場合
- ケース３ 債権回収は専門業者に委託し、回収後に家族に分配したい場合

〔45〕 未払債務
- ケース１ 債務は長男に相続させるが、返済資金として生命保険金を充当させたい場合
- ケース２ 債務は相続人全員で分担し、返済計画を遺言書に記載したい場合
- ケース３ 相続放棄を推奨したい場合

〔46〕 分割払債務
- ケース１ 住宅ローン残債を長男に負担させる代わりに、家を無償で使用させたい場合
- ケース２ 車両及び車両ローン（分割払債務）は特定の相続人に承継させつつ、相続人全員が使用できるようにしたい場合
- ケース３ 分割払債務を負担させるが、返済資金として特定の預金口座を一緒に相続させたい場合

〔47〕 葬儀費用・仏壇購入費用（仏壇、仏具／墓地に関する権利）
- ケース１ 葬儀費用は長女に負担させるが、仏壇は次男に選ばせたい場合
- ケース２ 仏壇は家族全員で選び、費用は遺産から支出させたい場合
- ケース３ 葬儀は簡素にし、教会（又は自宅等）での実施を希望する場合

〔48〕 遺言書作成時に把握していない財産
- ケース１ 把握していない財産を全て長女に相続させたい場合
- ケース２ 遺言書作成時に把握されていなかった財産の発見者に対し報酬を支払いたい場合
- ケース３ 遺言書作成時に把握されていなかった財産を公益団体に寄付したい場合

※内容を一部変更することがありますのでご了承ください。